

【公印省略】

事務連絡

令和4年3月31日

関係者各位

直方市健康長寿課介護サービス係

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取り扱いの解除について

令和2年4月15日に直方市役所高齢者支援課が発出した、「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取り扱いについて」に基づき、現在まで要介護・要支援認定の更新申請時に有効期間を12ヶ月合算できる取り扱いを行ってまいりましたが、今般、新型コロナウイルスワクチン接種が概ね2回目の接種が終了していること、及び3回目の接種も進んでいることから、この取り扱いを令和4年4月1日から原則行わないことといたします。

よって、令和4年4月1日以降、要介護・要支援認定の更新申請をされる際、必ず認定調査を受けて頂く必要がありますので、ご注意ください。

【問い合わせ先】

直方市健康長寿課

介護サービス係

TEL0949-25-2390